

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備、消防機関の体制などについて定めます。

##### 1 組織・体制の整備

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど24時間体制を確立し、市長及び国民保護担当職員に速やかに連絡が取れるよう体制を確保します。

###### (3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市幹部職員及び国民保護担当職員への連絡は、あらかじめ連絡可能な電話番号を登録し、繰り返し通報する一斉通報システムを活用し、連絡の確保に努めます。

###### (4) 参集が困難な場合の対応

川西市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

【市対策本部長・副本部長・本部員の代替順位】

名称	第一順位	第二順位	第三順位
本部長 市長	副市長	総務部長	総合政策部長
副本部長 副市長	総務部長	総合政策部長	都市整備部長
本部員	担当室長	以下、各部ごとに別に定める職員	

## 2 消防機関の体制

### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとします。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備します。

### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての周知を図るとともに、保護措置に関する訓練への参加が得られるよう努めます。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり連携体制整備のあり方について定めます。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとします。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通が図られるよう努めます。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図るものとします。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図るものとします。

### (3) 計画の県への協議

市は、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図るものとします。

### (4) 県警察との連携

市長は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察との必要な連携を図るものとします。

## 3 近隣市町との連携

### (1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握することとします。また、近隣市町相互の保護計画の内容について協議する機会を捉え、計画の整合性を図るとともに、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町との相互間の連携を図っていきます。

なお、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行うこととします。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るものとします。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとします。なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行うこととします。

#### 【本市が保有するNBC関係資機材】

種 類	数 量	種 類	数 量
放射線防護服	2	陽圧式化学防護服	5
呼吸防護服（酸素ボンベ式）	5	呼吸防護服（空気ボンベ式）	4 2
防毒マスク	2 7	個人警報線量計	5
環境放射線測定器（電離箱式）	1	環境放射線測定器（GM管式）	1
有毒ガス検知管	1		

#### 4 指定（地方）公共機関等との連携

##### (1) 指定（地方）公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定（地方）公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定（地方）公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくものとしします。

##### (2) 医療機関との連携

市は事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認し連携を図るものとしします。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

##### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図るものとしします。

#### 【参考：防災に係る応援協定一覧】（広域応援協定は除く）

協定名称	相手方
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町
非常災害時における医療業務協定書	川西市医師会
災害時における物資供給の応援に関する協定書	川西市商工会
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定書	(株)クワ三星堂、(株)スダケ、(株)ケイスケ
災害時における郵便局(株)との協定書	川西郵便局、川西北郵便局
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町
災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	川西市清掃事業協同組合
災害時における応急対策業務に関する協定書	川西建設協会
災害時における応急対策業務に関する協定書	川西市水道工業協同組合
緊急時における生活物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー
災害救助犬の出勤に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レスキュー協会
災害時における応急対策業務に関する協定書	川西市造園組合
災害時における応急対策業務に関する協定書	近畿まちづくり事業組合

### 第3節 市民に期待される取組等

#### 1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待されます。

##### (1) 住民及びコミュニティ組織、自治会等に期待される取組

###### 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食糧を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持出し品を準備すること。
- イ ケガなどに対する応急処置等に関する知識を身につけること。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ連絡先や集合場所を決めておくこと。
- エ 最寄りの避難施設と経路を確認しておくこと。

###### 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努めること。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動すること。
- ウ 警報や避難指示が県から通知された場合、市から地域団体等に伝達されるので、団体から各地域の住民に情報を連絡すること。
- エ 避難に当たっては、できる限り地域ごとの単位で行動すること。

##### (2) 自主防災組織に期待される取組

###### 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備すること。
- イ 地域における危険箇所を把握しておくこと。
- ウ 市や消防と連携して、訓練を実施すること。

###### 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を住民に伝達すること。
- イ 地域の住民の安否確認を行うこと。
- ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導すること。

(3) 事業所に期待される取組

平素における取組

- ア 事業所内において水及び食糧等を備蓄すること。
- イ 事業所内における危険箇所を把握すること。
- ウ 最寄りの避難施設と経路を確認し、従業員等に周知しておくこと。
- エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施すること。

武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達すること。
- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行うこと。
- ウ 従業員等の安否確認を行うこと。
- エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動すること。

## 2 市民との連携・支援

(1) 市民との連携

市は、県と協力しながら、市民に対し共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努めます。また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、社会福祉協議会、商工会等の団体等との連携に努めます。

(2) 自主防災組織及びボランティア活動に対する支援 (法 4-3)

市は、自主防災組織及びボランティア関係団体等による保護措置のために行われる自発的な活動に対して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

## 第4節 通信の確保

武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定めます。

### 1 非常通信体制の整備

#### (1) 非常通信体制の充実強化

市は、武力攻撃事態等において加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通信が利用できないとき、又は利用することが困難なときに対処するため、近畿地方非常通信協議会との連携に配慮し、非常用通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進に努めるものとします。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めるとともに、その運用、管理等に当たっては、次の点に留意するものとします。

武力攻撃災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備及びネットワーク間の連携を確保すること。

有・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の多重化を推進すること。

整備した無線設備等については、総点検を定期的実施するとともに、機器の操作の習熟に向け、平時から訓練に努めること。

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意すること。

通信の輻輳及び途絶を想定した通信訓練を定期的に行うこと。

携帯電話、自動車電話、アマチュア無線等の移動通信系の活用体制を整備すること。

災害時優先電話等を効果的に活用するとともに、配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等に習熟しておくこと。

#### (3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達的手段として、広報車両の活用の他、インターネットホームページ、携帯電話へのメール配信（かわにし

安心ネット)等のメディアの活用など、できる限り多くの通信連絡手段がとれるよう整備充実に努めるものとします。

市民に情報を提供するに当たっては、高齢者、障害者等、情報の伝達に際し援助を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討に努めることとします。

## 2 情報通信機器等の活用

### (1) フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県が整備したフェニックス防災システムを活用するものとします。

### (2) 兵庫衛星通信ネットワーク

市は、武力攻撃事態等により有線系の伝達手段が途絶した場合などに、県が整備した兵庫衛星通信ネットワークを活用し、音声、ファクシミリ等の情報を送受信することとします。

## 第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報等の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定めます。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対し、これらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備するものとします。

#### (2) 体制整備に当たっての留意事項

体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が生じた場合の通信の確保に留意するものとします。

#### (3) 情報の共有

市は、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めるものとします。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、周知を図るものとします。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなどにより、高齢者や障害者等の災害時要援護者への伝達に配慮することとします。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとします。なお、国において、対処に時間

的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、設置された同報系防災行政無線等を直接起動し、サイレンを吹鳴する全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、それらの動向にも留意するものとします。

### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築するものとします。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民への周知を図るものとします。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、警報を迅速に伝達すべき区域内の施設として、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を踏まえて連絡先、連絡方法等について定めることとします。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、期待される役割について周知することとします。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告するものとします。

## 【収集・報告すべき情報】

- |  |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>氏名</p> <p>出生の年月日</p> <p>男女の別</p> <p>住所</p> <p>国籍（日本国籍を有しない者に限る）</p> <p>～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）</p> <p>居所</p> <p>負傷又は疾病の状況</p> <p>及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民（上記 ～ に加えて）</p> <p>死亡の日時、場所及び状況</p> <p>死体の所在</p> |
|--|

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うこととします。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握に努めることとします。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、市対策本部の担当窓口の明確化など体制整備を図るものとします。

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当る担当者に対し、情報収集・連絡

に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めるものとします。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
川 西 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 川西市 町 A 丁目 B 番地 C 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

\* 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

## 第6節 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、市が実施する研修及び訓練について定めます。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会確保に努めます。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うこととします。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や e - ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行うこととします。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用することとします。

### 2 訓練（法42）

#### (1) 訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を行うよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとします。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図ることとします。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めます。

### 【訓練の例】

訓練の形態	訓練の項目
市対策本部設置 運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
避難誘導訓練	市の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
NBC攻撃災害 への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施します。

訓練実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。

訓練実施後には評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業に反映できるよう努めます。

市は、住民に対し訓練の参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の開催時期などについて住民が参加しやすいよう配慮することとします。

市は県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の人が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促します。

市は県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市長は、県知事からの避難の指示の伝達や避難実施要領の策定等により避難誘導を行うとともに、県知事から委任された救援に関する措置及び県知事が実施する救援に関する措置の補助を行うことから、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項を定めます。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。

##### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ）
区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト）
輸送力のリスト（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
消防機関のリスト（消防本部・署の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するものとします。

### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

#### 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとします。

また、福祉部局と防災部局が情報を共有しながら、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、コミュニティ組織、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者への的確な対応が図られるよう努めるものとします。

#### 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとします。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた情報伝達手段の確保に努めるものとします。

#### 緊急通報システムの活用

市は、高齢者、障害者等の自宅に設置する緊急通報システムを周知するとともに、当該システムを利用した情報の伝達が図られるよう努めます。

#### 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握することとし、災害時要援護者避難に利用できるよう確保に努めるものとします。

### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するものとします。

### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえ、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練を通じた対応の確認に努めます。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとします。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮することとします。

避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県から必要な助言を受けるとともに、特に避難経路の選定等について県警察から助言を受けるとします。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や、県が行う救援を補助する場合にはかんがみ、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておくものとします。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保するものとします。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するものとします。

#### 輸送力に関する情報

保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員  
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

#### 輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）  
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）  
港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）  
飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）  
ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

## (2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有するものとします。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日ごろから整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努めます。

## (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。

### 【市内ヘリコプター臨時離着陸場適地】

番 号	0 5 9	3 2 6
所在地	東久代 1-14	国崎字小路 13
名 称	東久代運動公園	国崎刈-センター多目的広場
管理者	川西市長	猪名川上流広域 ごみ処理施設組合管理者
連絡先	072-759-0119	072-759-0119
最大対応機種	川崎 CH-47J	川崎 CH-47J
敷地の広さ (延長×幅)	600×150	110×72

## 5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、住民に周知することとします。

## 6 避難施設の指定への協力等

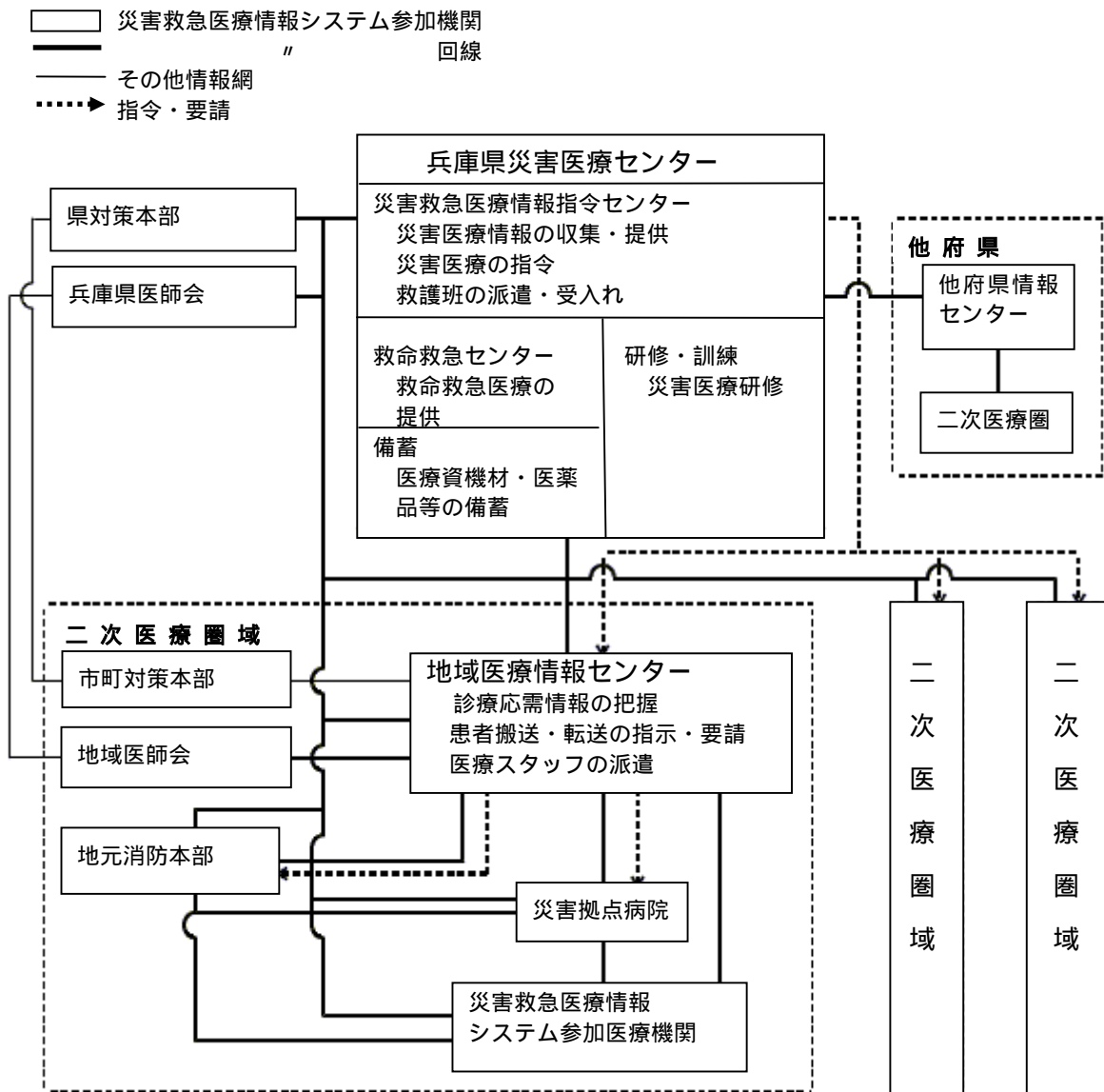
市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知します。

また、市が施設管理者である場合は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮するものとします。

## 7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含む区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図るものとします。

【災害救急医療システムの概念図】



## 8 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備することとします。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】(令27・28)

施行令	施設の種類	所管省庁名
27条1号	発電所(最大出力5万kiwi以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省
27条2号	ガス工作物(ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く)	経済産業省
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池(供給能力10万m <sup>3</sup> /1日以上)	厚生労働省
27条4号	鉄道施設、軌道施設(平均利用者数10万人/1日以上)	国土交通省
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省
27条6号	放送用無線設備(NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるものうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備)	総務省
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条9号	ダム(土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く)	国土交通省 農林水産省
27条10号	28条1号 危険物の取扱所	総務省 消防庁
	28条2号 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号 火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号 高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
27条10号	28条5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	文部科学省、 経済産業省
	28条6号 核原料物質使用施設、製錬施設	文部科学省、 経済産業省
	28条7号 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	文部科学省
	28条8号 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条9号 LNGタンク、発電機冷却用水素ポンペ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号 生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条11号 毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施するものとします。この場合においては、県警察との連携を図るものとします。

【予防対策の例】

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 庁内の緊密な情報連携  |
| 2 | 庁舎内における不審物の有無の点検<br>庁舎内の巡回点検<br>登庁時及び退庁時の執務室の点検<br>不審物発見時の警察等への通報<br>退庁時の施錠徹底 |
| 3 | その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底   |

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

#### 1 市における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との相互補完

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ備蓄することとします。

##### (2) 地域防災計画に定めている備蓄体制

###### 基本方針

ア 災害発生からおよそ3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じます。

イ 住民が各家庭や職場で、平常時から3日分程度の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとします。

ウ 住民の備蓄を補完するため、地域等の単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めることとします。

エ 市及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分程度の備蓄に努めるものとします。

###### 食糧

###### ア 供給対象者

食糧の供給対象者は避難所等に収容されている被災者、住家に被害を受けて炊事のできない者、縁故先への一時避難者、救助・救護活動等に従事する者に供給します。

###### イ 備蓄の主な品目

当面はアルファ米、パン、おかゆ、水など長期保存可能な食糧を主に備蓄し、逐次品目を拡大させます。

###### ウ 備蓄食糧の数量

備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努めます。また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮します。

## エ 備蓄食糧の保管、管理

備蓄食糧は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに、適宜点検を行い補充、更新に努めます。

### 生活必需物資

#### ア 供給対象者

住家の全・半壊（焼）、流失等により、被服、寝具、日用品等の生活上必要な最低限度の家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者並びに避難所等に収容されている被災者などに供給します。

#### イ 備蓄の主な品目

寝具、身の回り品、炊事道具・食器、日用品、光熱材料等

#### ウ 備蓄物資の数量

災害発生後、被災者の当分の生活に必要な相当量を目標とします。また、物品によっては災害時要援護者などの対象者や用途を考慮して数量を見積るものとします。

## エ 備蓄物資の保管、管理

生活必需物資は、応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに、適宜点検を行い補充、更新に努めます。

### (3) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応することとします。

#### 【保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

### (4) 県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応することとします。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及

び資材を調達できるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備することとします。

## 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備・点検等

市は、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検するとともに、上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとしてします。

### (2) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努めるものとしてします。

## 第4章 啓 発

武力攻撃災害による被害の最小限化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示します。

### 1 保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用し、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の実施に努めることとします。なお、その実施に当たっては、高齢者や障害者、外国人等に対する啓発の方法について留意することとします。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行うこととします。

#### (3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行うこととします。

### 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

#### (1) 発見者の通報義務等の啓発（法 98）

市は武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図るものとします。

#### (2) 市民が取るべき対処の啓発

市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料も活用し周知するよう努めます。

(3) 傷病者の応急手当の普及

市は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努めるものとします。

(4) 事業所に対する啓発

平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努めるものとします。